

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 3 0 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	自治基本条例改正案について議会でのさらなる審議を求める請願		
提 出 者	高 田 徳 子 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>平成22年4月1日に施行された安城市自治基本条例は今まで住民や白山議員から多くの問題点が指摘されてきました。しかし、市も議会も何ら問題なしとのことで一文字も修正させることがなく現在に至っております。ところが今回本条例第26条により自治基本条例審議会において見直しの検討が行われ、その答申に基づいた改正案が9月定例会で議案となり、採決される運びとなっていると聞いております。</p> <p>しかしながら、今回の改正案の基となった答申を作成した審議会は、白山議員が一般質問で指摘されたように本条例第7条(市民参加の権利)に反して、市が公募市民まで市の都合により人選しているなど、住民として疑問を感じざるを得ない審議会であり、また、改正案を見ても、平成27年12月の定例会において請願第3号と4号が否決され、野場議員の反対討論で否決理由となった事項が織り込まれていたり、過去において市がさんざん正当としてきた多くの事項が変わっていたり、さらには令和2年6月定例会において本条例の見直しを求める請願第4号が否決されたばかりであります。</p> <p>また今回の改正案は審議会の答申に沿ったものではありませんが、議会全体及び総務企画常任委員会などで議論がし尽くされ、議会の意志が反映されたものではない、と認識します。</p> <p>さらに、改正案第26条は今後の見直しについて審議会での意見を反映したものではないと認識しております。これは白山議員が令和2年6月定例会で指摘されたとおり、この条文によると、今後二度と検証及び見直しを行うことはないと考えられます。</p> <p>これらの理由から、9月定例会において改正案を議決することは時期尚早と考えます。住民の意志を反映すべき議会・議員としては、本条例を議会で十分審議した上で議決されることが本来の姿と考えますから、請願タイトルの通り要請することに致しました。</p> <p>請願事項</p> <p>平成27年12月定例会における請願第3号及び4号に関する総務企画常任委員会での不採択理由と野場議員の反対討論、及び令和2年6月定例会における請願第1号から第4号に関する総務企画常任委員会での不採択理由と二村議員の反対討論から、9月定例会において議案提出予定の自治基本条例改正案を議決することの正当性はないと考えます。</p> <p>9月定例会で改正案を議決するのではなく、議会でさらなる審議、検討を重ね、法的、論理的な問題や疑問が残らない、真に住民のための条例としていただくことを要望いたします。</p> <p>上記質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。また、メールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。</p>		